

育むみどり

発行者 滋賀北部森林組合 本 所 〒521-0225 滋賀県米原市市場438 ☎0749-55-8008
 http://www.lumber-base.jp 浅井事業所 〒526-0244 滋賀県長浜市内保町 2535 ☎0749-74-0276



写真 宮域林の様子（桧林の林床に広葉樹が生育）

災害に強い針広混交林

《神宮宮域林に学ぶ》

日頃から地域森林の健全な育成を図る管理技術を研究し実践活動に取り組んでいる『北近江林友会』【古脇武士会長 会員七十四名うち女性会員七名】は、荒廃が進む管内の人工林（杉・桧植栽地）が自然災害を受けない健全な森林にするための指針を考えるために、本年二月二十六日伊勢神宮の宮域林を視察に行きました。



写真 倉田氏の説明を聞く参加者

昨年は二十年ごとの式年遷宮が行われ、今回約七百年ぶりに神宮の宮域林からも全体必要量の二十五トが御用材として伐り出されました。宮域林の歴史を聞くと、約千三百年前に第一回の式年遷宮の御用材を伐り出す御みそま山として定められました。その後伊勢まいりの人々を迎えるための薪を伐るうちに徐々に森林荒廃が進みハゲ山が増え、やがてこの森林の下流にある五十鈴川は少しの雨でも洪水となる「あばれ川」となつたそうです。

その対策も含めて五十鈴川の水源涵養や宮域の風致増進の基本方針が大正十二年に決定され、その方針に基づいて編成された森林経営計画が今日まで変わることなく受け継がれています。現在ではゲリラ雨が降つた折にも森林の保水力回復のおかげで五十鈴川の水量に大きな変化がなかったそうです。

その要因を神宮司廳営林部庶務課長の倉田氏に指導願つた概要は次のようなものでした。

樹齢二百年の時には大樹（直径一メートル以上）と御造営用材（直径六十センチ以上）で十本当たり十本程度の成立本数目標としている。

大樹候補木の肥大成長促進のために、間伐は隣接木で枝先が触れ合う木を伐り、間伐を繰り返すことに生えてくる広葉樹のうちで有用なものは育成してバランスのとれた針広混交林を作っていく。

このような取り組みの成果が写真のように、松の下に広葉樹が茂って林内の表土（林床）が見えない状態となり、保水力の高い罹災のない森林が形成されていきました。

湖北地区の一般的な森林の場合、松の柱材生産目標では十本当たり八十本前後、樹齢百年以上の大径木を指すなら十本当たり五十本前後としてきました。

しかし、現実的には前記より五割以上も多い本数の人工林が多く、林床の土が露出して荒廃が進む所が多く見られます。

今回研修に参加した北近江林友会のメンバーは、理想的な針広混交林を目にして、今までの間伐率では十分な効果が出なかったことを再認識し、地域において今まで以上に強度の間伐が必要であることを啓発していく必要を話しておられました。

森林組合でも複数人の所有者からなる団地を形成して間伐を進める『提案型集約化施策』に取り組んできましたが、

まだまだ森林所有者の皆さんからの理解は低い状態です。

この集約化施策によって今までより少し多めの本数の間伐をして、林床に草木が再生することで山腹崩壊を無くし、更に低コスト間伐で残した木の成長促進効果への期待をしています。



写真 荒廃が進む人工林（米原市での一例）

現在多く見られる間伐手遅れ林は写真のような状況で、

このまま放置を続ければ近い将来に立木は根が露出するようになってしまう。風や雪で倒伏し、それが進むと山腹崩壊となり場所によっては谷川を土砂と木材が埋め尽くし、小さなダムを形成することで以後の大

雨では土石流災害という更に大きな災害を生むことになり

ます。木材価格の低迷で森林育成に対する関心が薄らいだのが放置林増加の最大要因ですが、災害予備軍となる林地を解消していくことが所有者だけではなく地域全体の課題です。

森林売買の 事前届出制度検討

森林売買に関しては、次のように法律で市町村への届出を義務付けています。

国土利用計画法で一ヘクタール以上の大規模な土地売買を契約した場合に届出森林法では面積にかかわらず森林を所有した者は届出

しかし現行の制度では事後の届け出であり事前把握ができません。欠点があります。

以前から外国資本による水源地の森林買収が全国で相次ぐなか、琵琶湖をかかえる滋賀県は琵琶湖の水源となる森

林の土地売買を監視する「事前届け出制度」や二ホンジカの増加による森林荒廃など「水源林保全のための仕組みづくり」について、昨年十二月の滋賀県森林審議会に諮問され、近畿でも初めて森林売買の監視ができる制度を創設する方向で今後の森林審議会

で検討することになりました。このことで売買差し止めへの効果は薄いですが、売買の状況を事前に把握することで、疑問のある土地取得や無秩序な森林伐採を牽制する効果を期待しているとのこと。

事前届け出制を設けているのは北海道や岐阜県、福井県など十一道県あり、林野庁の発表では外国法人や外国人と思われる者による森林取得は、香港の法人が北海道で八十一ヘクタール取得するなど、近年だけでも全国八道県で六十八件起きていて、その総面積は八百一ヘクタールに達しているとのこと。幸い滋賀県では確認事例はありませんが、近畿の水瓶といわれる琵琶湖にとって水源林保全は大事なことです。

組合のニューフェース紹介

てらしま まさとも

寺嶋 正朋

(総務課 主任 本所) 平成二十四年採用



二年前から正規職員として採用されました。その前三年間は臨時職員で「きやんせの森の指導員」として、さらにそれ以前は日本最後の清流と言われる四万十川の源流域にあります梶原(ユスハラ)町森林組合に勤めておりました。生まれも育ちも彦根ですが、高知県の学校に行った縁で十年以上高知県に滞在し、五年前に父親の退職を機に戻ってきました。

現在の担当は総務課付で治山事業と「きやんせの森」の施設管理業務を行っています。昨年からは集約化施業の現場も担当し始め、組合員の方と顔を合わせる機会も徐々に増えてきました。

集約化施業は間伐材搬出用の路網を整備するなどして小規模な林地をとりまとめ効率的に施業を行うことであり、そのためには森林所有者(組合員)の方へ施業内容の提案を行う『森林施業プランナー』が必要になります。

当組合には本所と事業所に各一名プランナー業務を行っている先輩がおられますが、私自身は森林施業プランナー認定試験の一次試験に合格し、今年度以降に二次試験に合格することが出来れば、『森林施業プランナー』に認定されます。

まだまだ地域の山林に詳しくないなど未熟者ですが、誠意をもって業務を推進して行きたいと思っておりますので、組合員皆さまのご協力、ご指導の程よろしくお願いいたします。

よした よしたか

吉田 義隆

(業務課 技師 浅井事業所) 平成二十五年四月採用



昨年四月に新卒採用となりました。森林組合職員を志望した動機は、学生時代に卒業研究テーマとして「木材の特性に関する研究」を行う内に木や森林・林業に興味を持ち、木材や森林に携わることのできる仕事に就きたいと考えたのがきっかけです。

現在は受託造林事業を担当し、造林・集約化施業の事業等における現地調査(森林所有者の方との現地立会と境界確認や林況調査)、面積や位置情報の測量と作図を行っています。

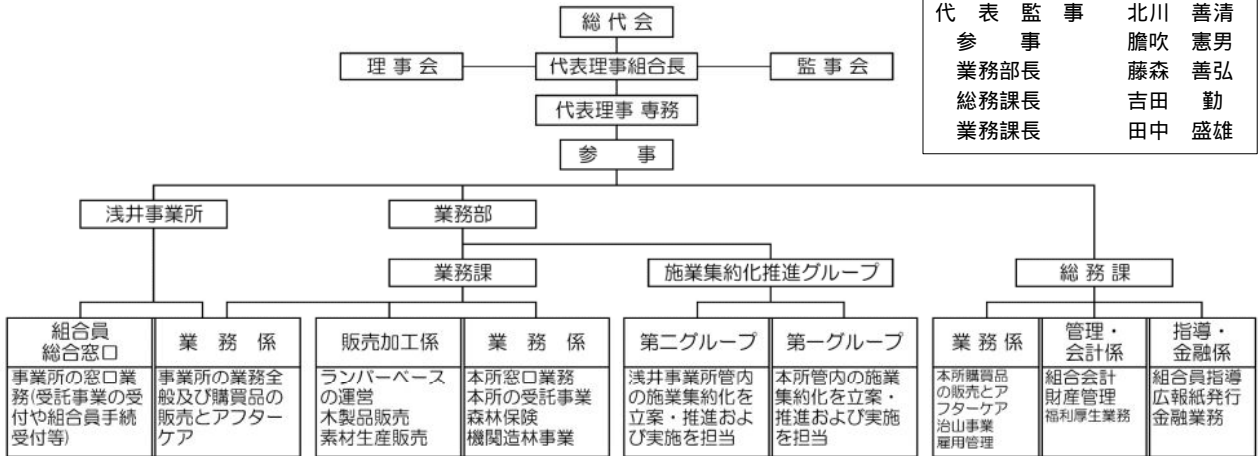
組合職員として一年の経験を経て良かったと思うことは、地元である滋賀県の森林を守ることに貢献し、地域に根ざした仕事を通じて活性化につながる事ができることです。また、自分自身が測量したものが、図面として形になって出来あがっていくことにやりがいと達成感を感じています。

現在、間伐をはじめとする森林整備不足や境界不明確によって放置された森林の荒廃、二ホンジカ・イノシシなどの野生動物被害により森林所有者の造林意欲の低下、林業の後継者不足や山に対する若者の関心の低下などにより、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されなくなってきています。

今後の抱負としては、次世代の森林造成を担っていただける林業の後継者になれるよう取り組んで参ります。そのためにも幅広い分野の仕事を担当し、多くの経験を積んでいくことで自分の強みになる部分を見つけたしていきたいと考えています。組合員の皆様には格段のご指導とご協力の程よろしくお願いいたします。

滋賀北部森林組合機構図

代表理事組合長	石谷 八郎
代表理事専務	伊夫 伎博夫
代表 監 事	北川 善清
参 事	膽吹 憲男
業務部長	藤森 善弘
総務課長	吉田 勤
業務課長	田中 盛雄



指定管理施設 高山キャンプ場 森林施業プランナー 本所：松井 靖典 浅井事業所：柴田 義幸

総務課は本所（米原市市場）にあります。業務課は本所にも浅井事業所（長浜市内保町）にも担当職員がいますので、お気軽にご利用下さい。

組合員の名義変更と加入のお願い

組合員が亡くなられた時には名義変更の手続きをお願いします。
 組合員には下のような「出資証明書」を発行していますので、名義人となっている方が亡くなられた場合や高齢となられて他の方に名義を変更される場合には組合への手続きをお願いします。



組合に業務を依頼いただいた方で組合員でない場合には新たに組合に出資加入をお願いしていますのでご理解とご協力をお願いします。
 お問い合わせは滋賀北部森林組合本所まで TEL 0749-55-8008 米原市市場 438
 届け出用紙は森林組合ホームページからもダウンロードできます。(組合員への情報ページ)
<http://www.lumber-base.jp/oshirase.html> (Excel 様式のものとは PDF 様式があります。)

編集後記

森林組合広報紙「育むみどり」も年一回の頻度（一回未発行）で不定期発行ながら、今回で第八号となり滋賀北部森林組合は合併以来満九年となりました。平成十六年度に合併しました。その後の行政における森林・林業関係予算は減少が続き、森林組合は幾度かの赤字決算を経験しながら、業務管理の経費削減だけでは運営維持が難しく、役員報酬の削減や職員削減の早期勧奨退職制度などで人員削減を切り詰めて、職員の戦力不減を強いことにしたため職員数を維持に努めました。県内の多くの森林組合も赤字決算となり運営に苦慮している中で、ようやく森林組合組織の県下統合という議論がされるようになりました。この県下の組織統合は以前からあり、滋賀北部森林組合の合併も、すでに組合員の前段階で、すでに組合の経営の近代化への課題は議論が尽きた、それだけの組合の役員会での決断を待つばかりでした。今後、具体的な進展や変化があれば、組合員の方にお知らせし、地域森林の防人として最前線で役割を果たせる組織として改革を進めていきます。組合員各位の格段のご理解をお願いします。

文責 伊夫 伎